

第 11 章 制度利用者の利便性向上

第1節 ユーザーフレンドリーな手続への改善

1. 方式審査事務の迅速化

特許庁では、1990年12月より特許、実用新案に係る世界初の電子出願の受付をスタートさせ、その後も着々とシステムの構築を図り、2000年1月からは意匠・商標・審判・国際出願（国内段階）の電子出願の受付を実現する等、特許庁業務全体の電子化に向けた体制を整えてきた。

とりわけ、早期の権利設定に向けた諸施策が講じられる中、1998年4月からはパソコン出願の受付開始により、オンライン手続は更に普及・拡大されることとなった。

このように、オンライン手續が拡大されることを前提として特許庁は、1997年5月「特実ペーパレスシステム見直しの基本計画」の中で、ペーパレス環境に対応した業務・システムの見直しを図ることとし、具体的には、以下の（1）～（3）を実現するためのシステム構築を決定した。

- (1) 方式審査における、的確な案件管理、責任の明確化のための一出願一担当官制の導入
- (2) 審査期間の更なる短縮を図るための、方式審査と実体審査の並行処理
- (3) 方式審査業務の効率化のための、機械チェック事項の拡充等

これらの施策は、1999年1月から特許、実用新案方式審査事務部門で実施し、意匠、商標方式審査事務部門では2000年1月の電子出願の受付開始に合わせて実施した。これにより、方式審査業務は一層の迅速化が図られるとともに、一出願一担当官制に移行することとなった。

さらに、審査期間の更なる短縮を図るために、方式審査事務部門と実体審査部門での案件管理の一体化を図る等、審査官が実体審査業務に専念できるよう審査業務のバックアップ体制を整えてきた。

（1）方式審査の一出願一担当官制

従来の方式審査事務部門では、願書、中間書類等の種類ごとに案件を担当する事務体系であったため、願書の方式審査を行った方式審査専門官が、その後に提出された手続補正書等に関与することがなかったことから、出願ごとの一貫した対応及び案件管理が行われないという問題があった。

このため、実体審査の部門に対応した方式審査グループを設けるとともに、係属する各案件について、原則として、一の方式審査専門官が一貫した方式審査事務を行う体制（一出願一担当官制）を導入することとなった。

これにより、ペーパレス下における方式審査業務において、出願人と特許庁との一層のコミュニケーションの緊密化を図り、案件ごとの問い合わせ担当官を明らかにすること等により、的確な案件管理、責任の明確化を図ることとなった。

(2) 方式審査と実体審査の並行処理

従来の書類の移動を伴う方式審査事務では物理的な制約から、複数の者が同一案件にアクセスできないというデメリットが大きく、業務を単一化してまとめて行うバッチ型業務処理によらざるを得なかつたが、ペーパーレスシステムの効果であるマルチアクセスが可能となつことにより、業務形態も個々の案件の事務が可能となつた段階で、順次事務が流れるフロー型処理へ転換することとなつた。フロー型処理が可能となつことにより、従来の業務体系では不可能であった、方式審査と実体審査の並行処理が可能となつた。

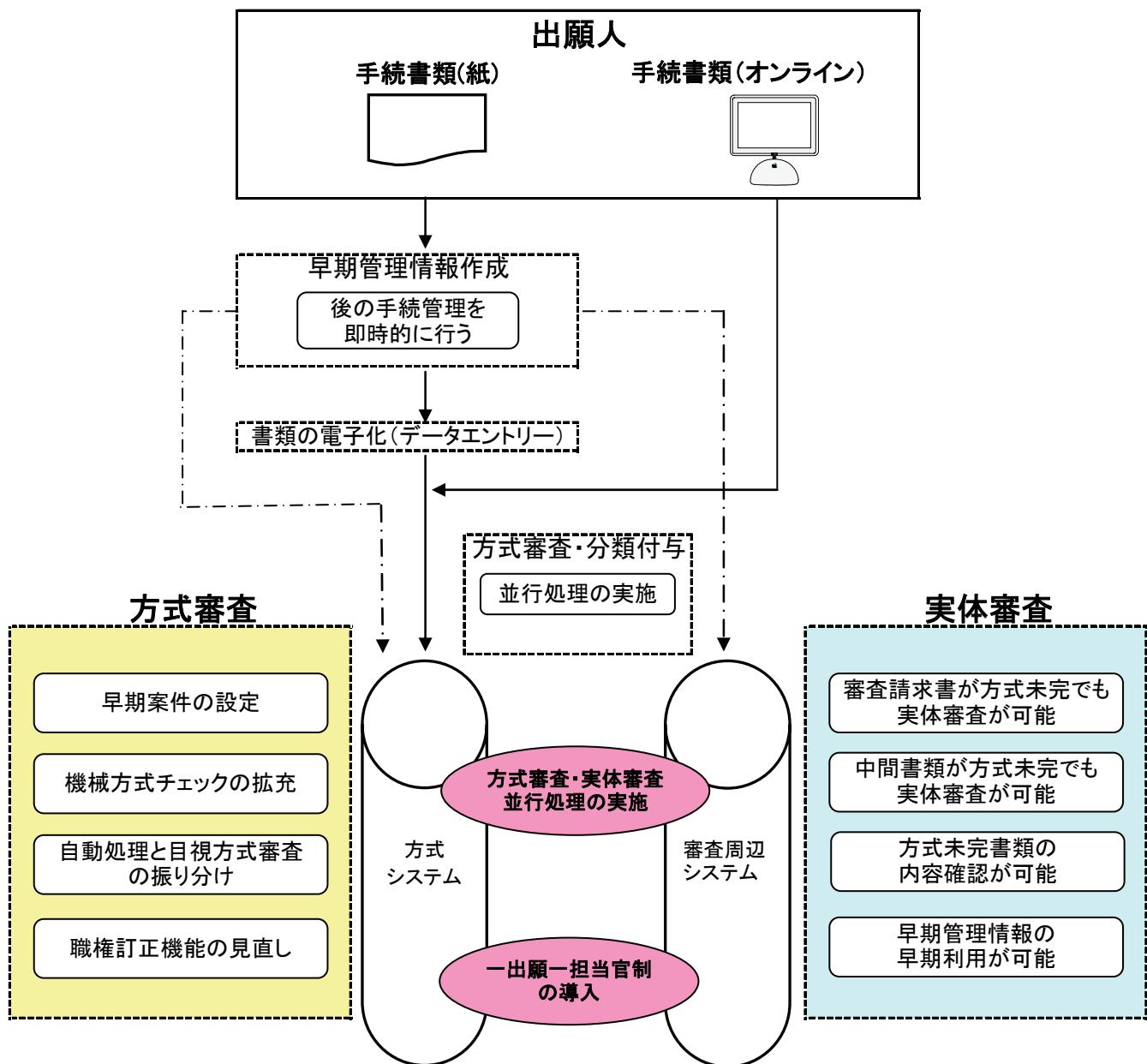
方式審査と実体審査の並行処理とは、取りも直さず手続者と審査官、審査官と方式審査専門官との連携及びコミュニケーションの緊密化を意味し、例えば、早期審査、優先審査案件等の早期処理を可能とするなど、方式審査の結果を待たずして実体審査の着手を可能としたものである。

(3) 方式審査の自動処理・早期処理

特実ペーパーレス計画の見直しにより、方式審査システムを抜本的に改善して、すべての手続書類に機械方式チェック機能を拡充し、目視が必要な方式審査案件と方式審査完了案件の振分けを自動化することで方式審査のスピードアップも図り、オンライン手続書類では、受付日からおおむね5日程度で方式審査を完了することが可能となつた。

さらに、料金未納・不足等の指令事項に伴う手続補正指令や、その応答がない場合の却下処分の自動処理機能を導入するとともに、法令上の手続要件は満たしているものの軽微な誤りについては、可能な限り方式審査専門官が職権訂正することにより、方式審査の早期処理を図ってきた。

【方式審査と実体審査の並行処理】



(資料) 特許庁作成

2. 料金の納付方法の多様化

産業財産権に係る手数料及び登録料の出願人等からの納付に関しては、特許特別会計の創設（1984年7月）に伴って収入印紙から特許印紙による手続へと改められた。その後、オンライン出願の開始（1990年12月）に合わせ、特許印紙をあらかじめ所定の予納口座へ納付し手続の都度納付額を引き落とす、特許印紙の「予納制度」を導入した。これにより特許印紙による納付手続は大幅に利便性が向上した。

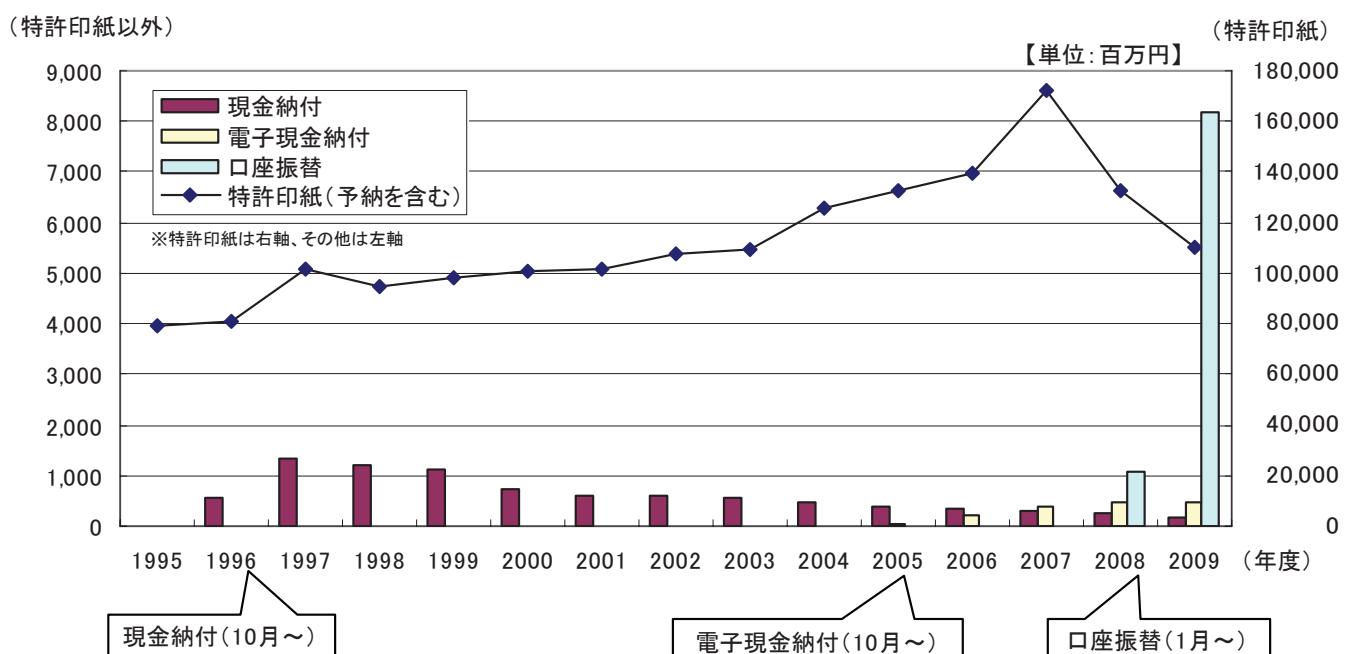
一方、ユーザーからは印紙を用いない現金での料金納付について強い要望があり、特許庁ではこれに対応するため、まず納付書を用いることにより現金での納付を可能とする「現金納付制度」を1996年10月から導入した。その後、通信技術の革新的な進展により可能となったインターネット出願の開始に合わせて、「電子現金納付制度」を2005年10月から導入した。

さらに、2009年1月からは、より利便性の高い、ユーザーの金融機関口座から納付額を振り替える「口座振替制度」の運用を新たに開始し、これにより料金の納付の形態は5種類（下表参照）となった。

【納付形態】

開始時期	納付形態	説明
1984年7月	特許印紙貼付	特許印紙を申請書類に貼付して納付する方法
1990年12月	特許印紙予納	あらかじめ予納口座へ特許印紙を納付し、引き落とす方法
1996年10月	現金納付	納付書を用いて日本銀行歳入代理店（金融機関）から現金により納付する方法
2005年10月	電子現金納付	インターネットバンキング、専用現金受払機（ATM）を利用して納付する方法
2009年1月	口座振替	金融機関の預金口座から振り替えて納付する方法

【1995年度からの料金納付額の推移】



(資料) 特許庁作成

3. 特許料等の納付通知の改善

特許権等の設定登録後の権利維持、管理は権利者の責務であることから、従来、特許庁からの納付時期通知等は行っていなかったが、ユーザーから納付期限に関する情報提供の要望があったことから、2008年10月から設定登録時に送付する通知書の改善を行った。

具体的には、特許（登録）証と同時に送付する設定登録通知書に、毎年の特許（登録）料納付期限日を一覧表にて明記し、権利維持のためには納付期限までに所定の特許（登録）料納付が必要である旨の注意書きを記載した。

また、納付期限超過による権利失効の防止を目的とする新たなサービスとして2009年1月から、権利者等の申出により、第4年分以降の特許料、実用新案登録料及び第2年分以降の意匠登録料を1年ごとに自動引き落としし、権利維持できる「特許料又は登録料の自動納付制度」を導入した。

これらの改善により権利者における、権利維持、管理の利便性が向上した。

【設定登録通知書のイメージ】

4. 商標登録証の発行

商標登録証は、1884（明治17）年10月から「商標條例」に基づき交付されていたが、「改正商標法」により1922（大正11）年1月から登録証に代えて「商標登録の証明書」を申請により交付することとなり、その後、商標権設定登録時に「商標登録通知書」を発行してきた。

近年、国際的な企業競争の中、国際市場において質の高い商品・サービスを製造し提供することが求められるようになると、こうした商品・サービスを識別し、保証し、広告する機能を有する商標の重要性が高まった。

このような産業界の商標権に対する意識の高まりにより、通知書ではなく諸外国と同様に商標登録証交付の要望が強まり、平成10年商標法一部改正を契機に「商標登録証」を発行することとした。

発行に当たっては検討委員会を設置し、ユーザーの意見も踏まえたデザイン等の検討を重ね、登録商標イメージ（図形や文字）を取り込んだ登録証とすることとし、1999年1月から77年ぶりに「商標登録証」が復活することとなった。

これに併せて、特許証、実用新案登録証、意匠登録証のレイアウト等についても見直しを行い、2000年4月からA4縦型、タイトル・日付の英語併記による特許（登録）証を発行している。

さらに、知的財産推進計画2005の提言を受け、ユーザーの利便性向上、発明者等の顕彰などの観点から文字フォント等の変更を行い、現在に至っている。

【商標登録証のイメージ】



5. 阪神・淡路大震災への対応

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、神戸市を中心に甚大な被害を与えた。震災に遭った特許事務所や出願人等からは、所定の期間内に特許庁への手続が困難になった状況を訴える声とともに、手続期間の救済措置がとられるようにとの要望が数多く寄せられた。

このため、特許庁に係属中の出願又は審判について、指定期間の延長及び「阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法」第3条第2項に基づき、必要と認められる場合には法定期間の延長を認めることとした。また、書類の受領が困難又は書類を受領しても事務処理遂行が困難である者については、希望により、特許庁からの書類の発送を一時的に停止した。

第2節 ユーザーへの情報発信の充実

1. ホームページの開設と改善

特許庁は、ユーザーへの情報発信を充実させるため行政情報の提供手段として、特許庁ホームページを開設し、数次にわたるリニューアルを重ね現在に至っている。

(1) 特許庁ホームページの開設

1996年4月18日の発明の日に合わせて、特許庁ホームページを開設した。

【日本語版トップページ】

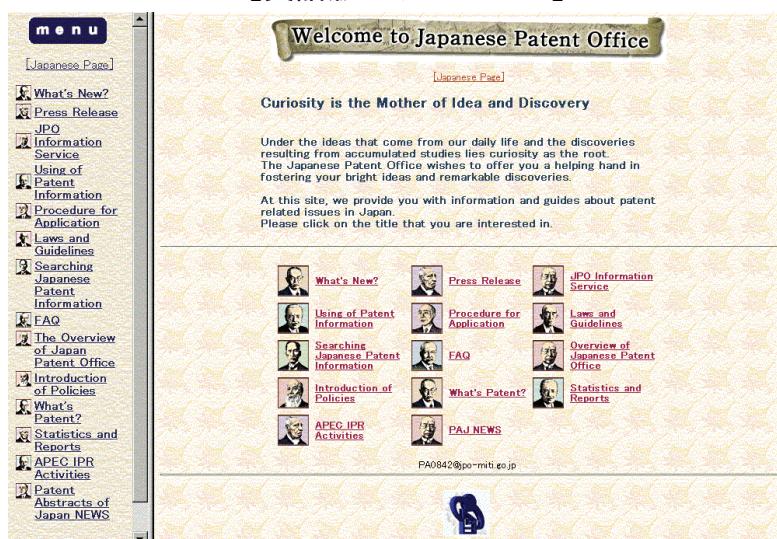


(2) ホームページリニューアルの変遷

①1997年7月

画面デザインの変更、問い合わせ一覧の掲載及び、電子メールでの問い合わせに対応するため、メールアドレス表示を追加した。

【英語版トップページ】



②1999年3月

ホームページデザインの変更、特許電子図書館（IPDL）を創設し、ホームページに掲載した。

【日本語版トップページ】



③2003年2月

ホームページデザインの変更、カテゴリの新設、各階層の画面構築を行った。

【日本語版トップページ】



④2008年1月

利用者の利便性の向上を図るため画面デザインを修正し、初心者向けサイトの新設、検索機能の強化等を行った。

【日本語版トップページ】

The screenshot shows the homepage of the Japan Patent Office (特許庁) in Japanese. The header includes the logo '特許庁 Japan Patent Office' and links for 'ホーム' (Home), 'お問い合わせ' (Contact), 'リンク' (Links), and 'サイトマップ' (Site Map). It also features links for '日本語' (Japanese), 'English', '文字サイズ' (Text Size), and '検索' (Search). A search bar at the top right contains 'Google™カスタム検索' (Google Custom Search) and a 'Search' button.

The main banner features the slogan '知的財産立国を目指して!!' (Striving for a nation based on intellectual property!). It includes a circular icon for '初めての方' (First-timers) and a box for '4月18日は発明の日' (April 18th is Patent Day) and '弁護士の任期付職員集中' (Concentration of term-limited staff).

The navigation menu at the top includes '出願受付' (Application Submission), '国際出願' (International Application), 'IT施策・出願関連' (IT Policies and Application-related), '公報関連情報' (Publication-related Information), and 'サポートデスク' (Support Desk).

The left sidebar contains links for various services: 'パソコン電子出願' (e-Submission), '特許電子図書館' (Patent Electronic Library), 'メインコンテンツ' (Main Content), '特許庁の紹介' (Introduction to the Patent Office), '採用情報' (Recruitment Information), '施策情報' (Policy Information), '国際動向' (International Trends), '広報' (Public Relations), '法律・条約' (Law and Treaties), '審議会・会議' (Review Committees and Meetings), 'プレスリリース' (Press Releases), '調達情報・公募情報' (Procurement Information), '意見提出手続' (Procedure for Submission of Opinions), '弁理士試験' (Patent Attorney Exam), '統計' (Statistics), '印刷物' (Printed Materials), '知的財産権イベントカレンダー' (Intellectual Property Rights Event Calendar), '中小企業・個人向け支援情報' (Support Information for Small Businesses and Individuals), '大学向け支援情報' (Support Information for Universities), '企業の知財戦略に役立つ情報' (Information Useful for Corporate Intellectual Property Strategies), '地域別の支援情報' (Regional Support Information), and '知的財産権リンク集' (Collection of Intellectual Property Rights Links).

The right sidebar features sections for '特許について' (About Patents), '実用新案について' (About Utility Models), '意匠について' (About Industrial Designs), and '商標について' (About Trademarks). Below these are sections for '特許行政サービス一覧' (List of Patent Administration Services), 'トピックス' (Topics), and '更新情報' (Update Information). The update information section lists news items from April 17, 2008, such as '特許関係料金、商標関係料金引き下げへ!' (Patent-related fees, trademark-related fees reduced!) and '「平成20年度知的創造サイクル啓発事業」に係る企画提案の公募について' (Public call for proposals for the 'Heisei 20th Anniversary Creative Cycle Promotion Project').

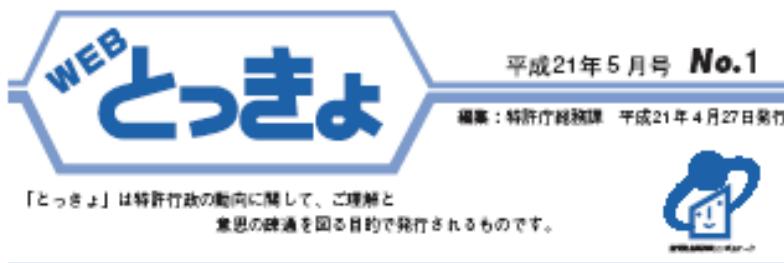
The footer includes links for 'ホーム' (Home), 'e-Gov' (e-Gov), 'プライバシーポリシー' (Privacy Policy), 'このサイトについて' (About this Site), '情報公開' (信息公开), 'ご意見・ご要望' (Opinions and Requests), '用語解説' (Glossary), 'リンク' (Links), 'サイトマップ' (Site Map), and '(株)工業所有権情報・研修院' (Industrial Property Rights Information and Training Institute). It also includes a copyright notice: 'Copyright © Japan Patent office and INPI. All Rights Reserved.'

2. WEB とっきょの発行

特許庁の広報誌「とっきょ（通称：ひらがなとっきょ）」は、特許行政の動向に関するユーザーの理解と意志の疎通を図る目的で1971年4月から月ごとの発行を開始し、2001年4月から2009年3月までは、隔月で発行してきた。

近年、インターネットの普及により、情報の提供手段が、紙から電子に大きく変化してきたことから、特許庁ホームページを活用し、効率的な施策情報の発信を目指して、2009年4月より「WEB とっきょ」として、毎月特許庁ホームページから発信し、現在に至っている。

【WEB とっきょのトップページ】



目次

特許庁は、ユーザーサービスのさらなる向上をめざします (特許ナビジョンの概要について) ······	特許庁 2
審査請求料の納付期限について ······	総務課 5
特許検索ポータルサイトの試行開始について ······	調査課 8
リサーチツール特許データベースの運用開始について ······	企画調査課 11
日芬・日韓特許審査ハイウェイについて ······	調査課審査企画室 14
第8回日中韓特許庁長官会合について ······	国際課 19
商標ハイレベルフォーラムについて ······	国際課・商標課 22
平成21年度 知財功労賞表彰式について ······	秘書課・企画調査課 25
特定無線調査機器の新規登録について ······	調査課審査推進室 26
職場訪問（第1回）：方式審査課について ······	方式審査課 27
特許庁ニュース ······	29
産業財産権関連イベントカレンダー ······	30
広告欄 中小・小規模企業を全力をあげて応援します！ 経済産業省中小企業庁	31

第3節 特許庁ビジョンの策定

1. 特許庁が始めた新たな取組

特許庁は、組織としての使命と「あるべき組織」を検討し、1年を越える庁内議論を経て「特許庁の今後のあり方についてのビジョン（特許庁ビジョン）」を2008年12月に策定した。

特許庁ビジョンを策定する背景には、近年の知的財産をめぐる大きな環境の変化がある。経済、企業活動のグローバル化に加え情報技術が進歩するという基本的な知的財産権をめぐる環境変化はもとより、複数の企業によって特許が生み出され、相互に利用するというオープンイノベーションも新たな知的財産をめぐる変化ととらえることができる。さらに、大学、研究機関、ベンチャー・中小企業などの研究開発成果を第三者が活用してビジネス展開するなど、特許の活用形態も変化し、それに伴って権利行使を行う権利者も様々な様様に変化している。

一方、視点を変えれば、これらの知的財産をめぐる大きな環境変化は、すなわち出願人、権利者のニーズの変化である。

これらの知的財産をめぐる「変化」に対応するには、特許庁自身が「変化」に対して敏感であり、さらに、柔軟に「変化」できる組織を目指すべきであるとの考えを基に、特許庁ビジョンが策定された。

2. 特許庁ビジョンの構成

特許庁ビジョンは、「組織ミッション」、「ビジョンの行動指針」及び「目指す組織」の3つの構成要素から成り立っている。

(1) 組織ミッション

特許庁の存在意義を示す組織ミッションとして、国内外の環境変化に対応するグローバルな知的財産システムの構築に貢献し、ユーザーニーズにこたえる質の高い効率的なサービスを常に提供することを掲げた。

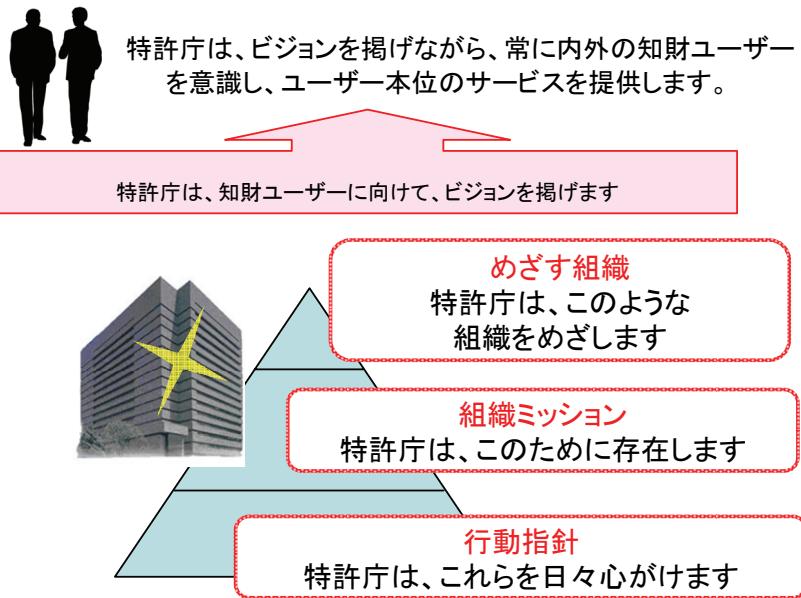
(2) ビジョン行動指針

特許庁の組織ミッションを具現化するため、組織と職員が日々心がける価値観として、①柔軟性、②グローバルな視点、③ユーザー視点、④説明責任と透明性、⑤合理性、及び⑥改革と改善を掲げた。

(3) 目指す組織

特許庁は、サービス機関であるという認識を強く持つことが重要であるとの考えに立ち、ユーザーの「声」を考え、サービス向上を常に意識する組織を目指すことを掲げた。

【特許庁ビジョン】



(資料) 特許庁作成

